

令和 8 年（フ）第 7 4 0 号
東京都文京区大塚 4 丁目34― 2 ―101
破産者 後藤 千広
1 決定年月日 令和 8 年 4 月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 7 4 2 号
東京都練馬区中村 2 丁目18― 8 ―303
破産者 江口 克広
1 決定年月日 令和 8 年 4 月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 7 6 0 号
東京都町田市原町田 4 丁目25― 7 ―105
破産者 新名 陸斗
1 決定年月日 令和 8 年 4 月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 7 6 1 号
東京都杉並区高円寺南 1 丁目 6 ―24 角岡方
破産者 進藤京太郎
1 決定年月日 令和 8 年 4 月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 7 9 1 号
東京都北区滝野川 7 丁目49―19―303
破産者 鈴木 励一
1 決定年月日 令和 8 年 4 月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 8 4 3 号
東京都大田区西六郷 1 丁目19― 4 ―305
破産者 山下 雄太
1 決定年月日 令和 8 年 4 月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 8 6 2 号
東京都板橋区高島平 1 丁目77― 4 ―101
破産者 寺田 晴美
1 決定年月日 令和 8 年 4 月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 8 8 5 号
東京都杉並区荻窪 3 丁目48―10―603
破産者 小森 敦子
1 決定年月日 令和 8 年 4 月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 8 9 5 号
東京都国分寺市西元町 2 丁目 9 ―21―204
破産者 轟 功基
1 決定年月日 令和 8 年 4 月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 8 9 7 号
東京都中央区東日本橋 2 丁目27― 7 ―503
破産者 新島 遼
1 決定年月日 令和 8 年 4 月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 9 0 1 号
東京都東久留米市浅間町 2 丁目10―19
破産者 福嶋 一也
1 決定年月日 令和 8 年 4 月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 9 0 7 号
東京都世田谷区赤堤 5 丁目 5 ― 8 ―202
破産者 岡本 孝雄

1 決定年月日 令和 8 年 4 月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 9 2 7 号
東京都狛江市元和泉 2 丁目11―15―101
破産者 屋代 直輝
1 決定年月日 令和 8 年 4 月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 9 3 1 号
東京都江戸川区東瑞江 3 丁目58― 5 ―301
破産者 川島 葉瑠
1 決定年月日 令和 8 年 4 月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 9 5 2 号
東京都足立区江北 1 丁目28― 7 ―202
破産者 吉村みどり（旧姓葛山）
1 決定年月日 令和 8 年 4 月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 8 年（フ）第 9 6 0 号
東京都清瀬市上清戸 1 丁目12―10―203
破産者 喜多 涼介
1 決定年月日 令和 8 年 4 月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 7 年（フ）第 9 0 号
三重県伊賀市石川2253番地
破産者 橋本佳代子
1 決定年月日 令和 8 年 4 月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

令和 6 年（フ）第 2 6 8 3 号
東京都文京区本郷 2 丁目38番 4 号 本郷弓町ビル 3 階
破産者 株式会社プラチナエッグ
1 決定年月日 令和 8 年 4 月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 6 年（フ）第 6 5 1 3 号
東京都武蔵野市吉祥寺南町 1 丁目 4 番 1 号 井之頭ビル 7 階
破産者 A T r e e株式会社
1 決定年月日 令和 8 年 4 月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 6 年（フ）第 6 5 1 4 号
千葉県千葉市稲毛区小仲台 6 丁目10― 9 ―201
破産者 小松 洋紀
1 決定年月日 令和 8 年 4 月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 6 年（フ）第 8 4 2 6 号
東京都練馬区高松 2 丁目10―16―201
破産者 本木 敦子
1 決定年月日 令和 8 年 4 月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和 7 年（フ）第 9 3 7 号
東京都江東区枝川 1 丁目10― 3 ―318
破産者 飯泉 淳
1 決定年月日 令和 8 年 4 月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部